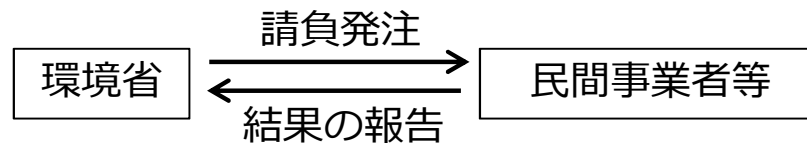




背景・目的

- 「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」（平成19年11月施行）に基づき、国及び独立行政法人等の公的機関は、温室効果ガス等の排出の削減を図るため、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮した契約（環境配慮契約）を実施。
- 環境配慮契約の実施に当たり、国が定める「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（基本方針）に従い、電気供給、自動車の購入・賃貸借、船舶の調達、ESCO（省エネルギー改修事業）、建築物設計及び産業廃棄物処理契約について重点的に取組。
- 基本方針は、技術開発の動向や市場の普及状況等を鑑み、温室効果ガス等の更なる削減を目指して、必要に応じて見直し。

事業スキーム



事業目的・概要等

事業概要

- ①環境配慮契約法及び基本方針等の普及推進
- ②環境配慮契約の効果評価

期待される効果

環境配慮契約の推進による更なる温室効果ガス等の削減

①環境配慮契約法及び基本方針等の普及推進

- ・基本方針の見直し検討のための基本方針検討会等の開催
- ・電気供給の契約における総合評価落札方式の導入、再生可能エネルギーの比率を高めていく方策についての検討

②環境配慮契約の効果評価

- ・国等の各機関における契約実績の取りまとめ、分析
- ・環境負荷低減効果の定量評価

検討結果等を基本方針の見直しに反映

更なる温室効果ガス等の削減

イメージ

環境配慮契約法の仕組み

国による「基本方針」の策定

- ・環境配慮契約の推進に関する基本的方向
- ・重点的に配慮すべき契約における基本的事項

国等の各機関による環境配慮契約の推進

基本方針に基づき環境配慮契約推進

環境配慮契約の締結実績の概要の公表等